

【農地所有者・耕作者の皆さまへお願い】

農地法第2条には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

農地（田・畑）に雑草等が繁茂すると、病害虫が発生するなど周辺農地に悪影響を及ぼすだけでなく、近隣の生活環境の悪化（通行の妨げ）にも繋がります。

町においても道路管理として定期的に道路からの雑草等除去の作業を行っていますが、**農地を所有または借り受けている方におかれましても、責任をもって草刈・耕起等を行い、周囲に迷惑を掛けないう、適正な管理をお願い致します。**

※農地が適正に管理されていない場合、所有者等に対し、農業委員会から指導を行う場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。また農地の管理等でお困りの方は下記までお問い合わせ下さい。

▼草木が生い茂り側溝に被さる（排水機能の低下）



▼農地からの繁茂により道路が狭まる（鳥獣害の発生や交通事故に繋がる）



▼適正に管理された農道周り

